

議題等 2 船橋市医療安全推進協議会事例検討部会委員の指名について

議題等 2 船橋市医療安全推進協議会事例検討 部会委員の指名について

議題等 2 船橋市医療安全推進協議会事例検討部会委員の指名について

船橋市医療安全推進協議会の所掌事務 (設置要綱第 5 条第 2 項)

- (1) センターの運営方針及び業務内容の検討
- (2) センターの業務の実施に係る関係機関及び団体との連絡調整
- (3) **相談窓口の個別相談事例等のうち、重要な事例、専門的な事例等に係る助言を行うことのできる連携体制の構築**
- (4) **センターで収集した医療安全の確保に関する相談事例の分析**
- (5) 医療安全の推進のための方策の検討
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの業務に関する重要事項の検討

議題等 2 船橋市医療安全推進協議会事例検討部会委員の指名について

部会（設置要綱第 8 条）

第 8 条 協議会は、審議事項を調査検討させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、協議会の委員及び当該事項の調査検討に相当である者のうちから**協議会会長が指名する者**（以下「部会委員」という。）をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会委員の任期は、協議会の委員の残任期とし、再任を妨げない。

3

議題等 2 船橋市医療安全推進協議会事例検討部会委員の指名について

部会委員の指名

- ▶ 任期：令和 5 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日
- ▶ 人数：5 名
- ▶ 推薦依頼団体（案）：一般社団法人船橋市医師会
公益社団法人船橋歯科医師会
一般社団法人船橋薬剤師会
公益社団法人千葉県看護協会
一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会